

## 万が一に備える助け合いの制度

# 交通災害共済に加入を

県市町村総合事務組合では、市町村交通災害共済への加入申し込みを受け付けます。6月中に行政區長が申込書を配布しますので、加入を希望する人は掛け金を添えて金融機関で手続きを行うか、行政區長を通じてお申し込みください。なお、金融機関で手続きを行う場合は受付期限は9月30日までです。

市町村交通災害共済は、皆さんがわずかな掛け金を出し合い、交通事故だけが



交通災害共済は、皆さんのための相互扶助制度です（4月に行われた交通安全啓発活動）

▽見舞金の支給内容 見舞金の支給額は下表のとおりで、支給は請求により行われます。傷害の場合は、2万円から30万円までの範囲で入院や通院日

▽見舞金の対象 自動車、バイク、自転車などによる国内で起きた交通事故（単独事故を含む）です。ただし、無免許や酒気帯び運転など、加入者の故意による場合は共済見舞金の全部は支給の対象になりません。

◆問い合わせ 町町民課住民相談係（☎82-3111内線125）へどうぞ。

をしたり死亡したりしたときに被害者やその家族に救済の手を差し伸べる相互扶助制度。掛け金は、子供から大人まで1人年額400円です。万が一に備え、家族みんなでご加入ください。

▽加入資格 ▼町内に住所があり、住民基本台帳に記載されているか外国人登録原票に登録されている▼上記の人と生計を一にしており、就学などのため町外や県外に居所を移している——人

▽共済期間 8月1日～来年7月31日（8月1日以降に加入した場合はその翌日から。加入後に町外へ転出した場合でも、そのまま継続されます）

※昨年加入した人は本年7月31日で期限が切れますので、新たに手続きをお願いします。

### ◆見舞金の支給額

交通災害の程度		見舞金の額
死亡または身体障害等級1級などに該当する重度障害		110万円
傷害	入院（1日につき）	2,000円
	通院（1日につき）	1,000円

※傷害にかかる見舞金の額が2万円に満たない場合は2万円、30万円を超える場合は30万円を限度に支給されます。

## 子ども手当の現況届を受け付け 6月30日までに届け出を

町では、子ども手当の現況届を受け付けています。現在子ども手当を受給している方のうち、現況届の提出が必要な方には6月上旬に用紙を送付しましたので、必要書類を添えて期限までに町民課か役場各支所へ郵送または提出してください。

現況届が提出されない、6月分以降の手当が支給されなくなりますので、ご注意ください。

▽現況届の提出が必要な人 昨年度まで児童手当を受けていた人のうち、中学2・3年生の子供がいない人

※既に「認定請求書」または「額改定認定請求書」を提出した人は、本年度に限り提出の必要はありません。

▽現況届に必要な書類

- ・厚生年金加入者：「健康保険被保険者証」の写し

▽提出期限 6月30日

◆問い合わせ 町町民課住民記録係（☎82-3111内線124）へどうぞ。